

被害者支援の視点から見た 裁判制度の概要と被害の回復

令和4年度
秋期全国研修会 分科会Ⅱ-4
令和4年10月15日
於：機械振興会館
田村 裕（弁護士）

- 被害者支援の歴史-刑事手続参加と被害回復-
- 刑事裁判と民事裁判
- 刑事手続の概要
- 民事裁判により被害の回復（損害賠償）は可能か。



□ 被害者支援の歴史-刑事手続参加と被害回復-

①欧米

- 1964 イギリス C I C S創設（補償）
スコットランド・グラスゴー
280名のスタッフ，300億円の予算
タリフ表
- 1974 イギリス V Sの前身誕生（生活支援）
イングランド・ブリストル
(Bristol)，380の支部，1万人の
スタッフ。
- 1975 アメリカ N O V A 設立
- 1976 ドイツ Weisser Ring設立
- 1982 フランス I N A V E M 設立
国立被害者救済斡旋機関
- 1985 国連 被害者のための人権宣言

②日本

- 1974 三菱重工ビル爆破事件
- 1980 犯給法（見舞金）の施行
- 1991.2.20 最高裁判決
刑事手続は公の秩序のためにあるのであ
って、被害者のためにあるのではない。
- 1991.10.3 犯給法施行10周年記念シンポ
大久保恵美子さんの発言
- 1999 被害者の権利宣言 七つの権利
- 2000 犯罪被害者刑事手続保護法
被害者の心情陳述、ビデオリング、遮蔽
- 2004 犯罪被害者基本法
- 2005 第一次基本計画（第4次 2026年まで）
- 2008 被害者参加制度の発足
証人尋問、被告人質問、論告、求刑など
損害賠償命令制度の創設(民・刑の架橋)

Compensation（補償）とReparation（賠償）

□ 刑事裁判と民事裁判

刑事裁判

捜査による証拠収集

検察官による有罪の立証

公判の維持：国費

刑罰の重さ(量刑)は、罪種、法益侵害の程度、被害弁償や被告人の反省・謝罪

民事裁判

被害者による証拠収集

被害者による立証

被害者による訴訟費用の負担

経済的被害(損害額)の算定。
過失相殺あり

| | 刑事責任(処罰) | 民事責任(損害賠償) |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 責任の対象 | 犯罪行為(法益侵害) | 損害(被害) |
| 責任を負うべき相手 | 国家 国vs私人(被告人) | 被害者 私人vs私人(加害者) |
| 訴訟手続を開始させる主体 | 国家(検察官) * 告訴は端緒 | 被害者 * 訴訟を提起 |
| 責任の本質 | 違法行為に対する非難 | 損害賠償 補償との違い |
| 被害の回復 | 精神的被害回復の充足 | 経済的被害の回復 |

□ 刑事手続きの概要
適正手続の保障（憲法31条）
DUE PROCESS OF LAW

捜査

捜査の端緒（被害届，告訴・告発）

告訴不受理問題

報道被害への対応

起訴

起訴独占主義・起訴便宜主義（起訴猶予など）

例外：2009年検察審査会（11名）

起訴相当（8人）＝強制起訴

公判手続(第一審)

- 裁判体の確定(裁判員裁判)
- 公判前整理手続 被害者は参加できない

<冒頭手続>

- 人定質問
- 起訴状朗読
- 黙秘権の告知
- 起訴状に対する被告人の認否(言い分)の陳述

<証拠調べ手続>

- 検察官の冒頭陳述
- 検察官の立証

Beyond The Reasonable Doubt

ビデオリング, 遮蔽

伝聞法則と供述調書の同意(反対尋問権の放棄)・不同意
被害者による証人尋問(被害者参加)

- 弁護人の冒頭陳述
- 弁護人の立証(情状証人など)
- 被告人質問

被害者による質問(被害者参加)

< 弁論手続 >

- 検察官による論告・求刑

被害者による心情陳述と求刑(被害者参加)

- 弁護人による弁論
- 被告人の最終陳述
- 弁論終結

< 判決の言渡し >

□ 民事裁判による経済的被害の回復

<デメリット>

- **時間、費用負担、立証責任負担**
損害賠償命令の創設（民・刑の架橋）により軽減されるか？
- **執行の空振り（損害賠償命令も同様）**
犯給法や条例は見舞金。
補償法は未だ整備されず。

<メリット>

- **特殊な不法行為**
使用者責任、土地の工作物責任、共同不法行為、国家賠償に該当する場合、加害者以外の対象者に対し責任追及できる
- **交通事故の場合**
任意保険や自賠責保険によって賠償金を確保できる
- **裁判所からの和解勧告による和解金の獲得**
性被害などは、経済的な被害の回復ができる場合もある